

## デジタルトランスフォーメーション推進会議設置要綱

### (設 置)

第1条 情報通信技術の進展に対応したデジタル政策の基本的方向づけを行うとともに、埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画（以下「DX推進計画」という）に基づく埼玉県のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という）の実現による社会変革を推進し、関連する施策の調整を図るため、DX推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) デジタル政策の基本に関する事項
- (2) 埼玉県のDXに係る取組の方向性に関する事項
- (3) デジタル施策推進の重要事項及び庁内のデジタル化に係る取組内容の調整に関する事項
- (4) その他デジタル化施策全般の推進に関する事項

### (組 織)

第3条 会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 会議に議長及び副議長を置く。
- 3 議長は副知事（企画財政部担当）をもって充て、副議長は企画財政部長をもって充てる。
- 4 議長は、会議を代表し、会議を統括する。

### (会 議)

第4条 会議は、議長が招集し、その議長となる。

- 2 議長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。
- 3 議長は、必要があるときは委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。
- 4 議長は、必要がある場合は、別表に掲げる者及びそれ以外の職員を指名し、作業部会を設置することができる。

### (庶 務)

第5条 会議の庶務は、企画財政部行政・デジタル改革課で処理する。

### (要綱に定めのない事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は議長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

D X 推進会議構成員

副知事(企画財政部担当)、企画財政部長、秘書課長、総務部人財政策局長、県民生活部副部長、危機管理防災部副部長、環境部副部長、福祉部副部長、保健医療部副部長、産業労働部副部長、農林部副部長、県土整備部副部長、都市整備部副部長、会計管理者出納総務課長、企業局管理部長、下水道局下水道局長、議会事務局副事務局長、監査事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局副事務局長、教育局教育総務部副部長、警察本部警務部参事官、企画財政部行政・デジタル改革局長(事務局長)